

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第19条の4第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 葉山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

条例の概要

題名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- ア 令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとした。
- イ 基準期間内に勤務の期間があった育児休業中の会計年度任用職員について、勤勉手当を支給することとした。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>第19条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条の4 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につき29時間を超える勤務時間をもって採用された職員（以下「非常勤嘱託員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとし、任用期間の定めのない常勤の職員の<u>期末手当及び勤勉手当</u>の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>○葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>第19条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条の4 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につき29時間を超える勤務時間をもって採用された職員（以下「非常勤嘱託員」という。）の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとし、任用期間の定めのない常勤の職員の<u>期末手当</u>の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>5～6 (略)</p>

葉山町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>○葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>